

嘉手納町学生支援給付金給付事業実施要項

主旨

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経済的な影響を受けていることが懸念される学生に対して、修学環境の維持を支援することを目的とする。

内容

- ・修学環境を維持するために必要な経費の一部を地域の実状に応じて給付金を支給する。
- ・学生1人あたり上限5万円を支給する。(県内大学：3万円、県外大学：5万円)

対象者

令和2年6月1日時点において、次の要件のいずれにも該当する学生を対象として支給する。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）、専修学校又はその他町長が認める国内外の教育機関（通信教育課程及び夜間教育課程に在籍する者は除く。）へ在学している者
- ② 嘉手納町の住民基本台帳に記録されている者。ただし、やむを得ない理由により一時的に住所を嘉手納町外に有する者で、住民基本台帳に記録されている者の扶養親族も含む

申請方法

「嘉手納町学生支援給付金申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送等により提出する。なお、申請をもって、嘉手納町が住民基本台帳により住民登録情報及び住民税申告情報を確認することについて同意したものとみなす。

提出書類

- ・嘉手納町学生支援給付金申請書（様式第1号）
- ・大学等の在学を証明できるもの（在学証明書）
- ・振込口座が確認できる書類（預金通帳またはキャッシュカードの写し）

申請受付期間

令和2年6月17日（水） ～ 令和2年8月31日（月）

申請書等提出先

提出書類一式は、嘉手納町教育委員会 社会教育課へ提出する。

その他

個人情報の取り扱いについては、本人の承諾がない限り嘉手納町以外の第三者に提供しないものとする。